

島根県建設工事 総合評価方式運用手引き（R2版）の主な改正点（お知らせ）

建設産業対策室
技術管理課

令和2年8月1日以降に入札公告する工事から一部改正する島根県建設工事 総合評価方式 運用手引きについて、主な改正点をお知らせします。

なお、詳細は運用手引きや各工事の入札公告・入札説明書でご確認ください。

1. 建設業担い手確保に向けた評価適用範囲の拡大 新規(R3. 8. 1～)

近年の建設業界の人手不足・担い手不足の状況を考慮し、これまで、若手・中堅技術者の配置、若手技術者の新規雇用について評価加点対象としてきたが、その範囲を以下のとおり拡大し、新規雇用の促進を図る。

- ①若手・中堅技術者の配置:特別簡易型(地域維持型)のみ → **特別簡易型まで拡大**
- ②若手技術者・若手従業員の新規雇用:標準型以上 → **特別簡易型および特別簡易型(地域維持型)まで拡大**

ただし、令和3年8月1日以降入札公告する工事に適用予定とする。

2. 舗装工事の企業実績添付資料の簡素化 新規(R2. 8. 1～)

これまで、舗装工事の入札参加資格確認用資料の簡素化のため、技術管理課が押印済資料を発行していたが、新たに、舗装工事における企業の施工実績の提出書類の簡素化を図るため、これについても押印済資料を発行することとした。

この資料を技術資料に添付することにより、過去10年間（平成22年度から令和元年度まで）の企業の施工実績の『添付資料』を押印済資料1枚とすることができる。

なお、押印済資料の対象工事期間が上記の10年間のため、令和2年度完成工事で技術資料を提出する場合は、別途、添付資料の作成が必要となる。

3. 施工体制確認型の試行継続

ダンピング受注対策として平成21年度から予定価格1億円以上の工事を対象としている施工体制確認型の試行を継続する。

4. 特別簡易型(地域維持型)の試行継続

施工不良防止、地域維持を担う企業・人材確保を目的とした特別簡易型(地域維持型)を平成26年度から試行している。試行の検証結果から、企業の入札参加意欲の向上、適用工事における工事成績評定点の上昇など、県全体としては一定の効果は認められる。

一方、受注意欲はあるが、施工実績の少ない企業は受注することが難しいことから、受注機会が確保できるよう評価項目を見直し、さらなる地域維持を担う企業や人材確保への配慮に取り組むため、「地域貢献」に重きをおいた特別簡易型(地域維持型)を試行する。

- ①対象工事:土木一式工事(一般土木工事及び維持修繕工事)
- ②適用区分:技術的難易度Iに相当する工事
- ③実施方針:全県において下記のとおり実施する。

●4,000万円以上1億円未満で技術的難易度Iに相当する全工事

●2,500万円以上4,000万円未満で技術的難易度Iに相当する工事で年間10件(事務所(局)、

事業所毎に1件程度)

【評価基準】

評価項目		配分点	
企業 【3点】	① 過去3年間の工事成績評定点の平均点<73点以上:3点、73点未満:0点>(対象工事1件の場合2.5点)	3	
技術者 【1点】	① 資格(1・2級土木施工、1・2級建設機械)<有、無>	1	
地域貢献 【5点】	① 過去2年間の県との防災協定(家畜伝染病防疫協定)の締結実績<有、無>	1	
	② 過去2年間の県管理公共土木施設維持管理業務または海岸漂着物回収業務実績<有、無>	1	
	③ 過去2年間の県管理道路を含む除雪業務の実績<有、無>	1	
	④ 過去2年間のボランティア活動等の参加実績<有、無>	(1)	2 (④～⑥から 2項目選択)
	⑤ 若手・中堅技術者の配置<有、無>	(1)	
	⑥ 建設機械の保有状況<3台以上、未満>	(1)	
地理的条件	① 会社所在地<有、無>	(1)	
加算点の合計		9(10)点	

※地域設定要件の追加(地域維持型限定)

<地域設定できる条件を追加>

地域の実情により、自然環境が厳しい雪寒地域の工事で「除雪業務」を担っている企業による施工が円滑な実施につながる工事